市長におけるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会会議録

１．開　催　日　令和８年９月２日
２．場　　所　全員協議会室
３．出　席　者　百上真奈、赤堀久実、陶山美佐、北山太加視、森中秀哲、福村教親
　　上田宗久、中岡久徳
４．欠　席　者　なし
５．委員外議員　山口康子、西田方計
６．理　事　者　なし
７．証　　人　吉岡同和課長
８．事　務　局　城北市議会事務局長、藤岡議事課長、山口議事課副参事兼議事調査係長
　　久保議事課主幹
９．案　　件　１　証人への尋問
　　２　その他
10．会議の次第

（午後２時　開会）

委員長（百上真奈君）

ただいまより、市長によるハラスメント疑い事案に関する調査特別委員会を開会します。

ただいままでの出席委員数は８名、会議は成立しました。

会議録署名委員に中岡委員お願いします。

本日の事項は、1「証人への尋問」、２「その他」です。

それでは、第１項「証人への尋問」を議題とします。

本日は、本件調査のため、先に議決いただきましたが、申立人に再度尋問を行います。

それでは、証人お入りください。

（証人　入室）

委員長（百上真奈君）

どうぞ、お座りください。

証人におかれましては、お忙しい中再度ご出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。

本委員会の証人尋問は、民事訴訟法の規定が準用されます。これにより証人は証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には証言を拒むことができます。

１、証言が証人又は証人の配偶者、４親等以内の血族若しくは３親等以内の姻族の関係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。

２、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合。

３、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者、又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨お申出ください。これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。

もし、正当な理由がなく証言を拒んだ時は、６箇月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処されることとなります。

さらに証人には、宣誓をしていただかなくてはなりませんが、証人又は証人の配偶者、４親等以内の血族若しくは３親等以内の姻族の関係にあり、又はあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受ける時は、宣誓を拒むことができます。これら以外の場合は、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をした場合には、３箇月以上５年以下の拘禁刑に処せられる場合があります。

以上、証人の方はご承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人の宣誓を求めます。

傍聴の方を含め、全員ご起立願います。

（全員　起立）

委員長（百上真奈君）

証人、宣誓書の朗読を最後の氏名までお願いします。

証人（吉岡同和課長）

宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和８年９月２日、吉岡一。

（証人　署名・押印）

委員長（百上真奈君）

では、皆さまご着席ください。

これより証言を求めますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得るようにしてください。なお、発言は着座のままで結構です。

委員の皆さまに申し上げます。

本日は委員長から総括尋問を行いませんので、各委員から尋問をお願いいたします。

尋問に当たっては、個人の氏名及び法人名の発言にはご注意ください。また、尋問時間は60分間以内としておりますので、尋問は簡潔・明瞭にお願いします。併せて、不規則発言、議事進行を妨げるような発言のないよう、よろしくお願いいたします。

また本日、皆さんもご承知おきかと思いますが、「旧ふれあいプラザ売買契約に係る契約解除と違約金の関係について」なのですけれども、去る令和７年２月18日の議員全員協議会での当局説明資料を配付しております。委員の皆さんにはタブレットに入っていると思うのですけれども、申立人の机上、また報道及び傍聴人にも配付しておりますので、ご確認ください。

それではですね、証人への尋問を開始します。

各委員から尋問をお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

お忙しいところありがとうございます。

今回は電話での会話については質問いたしません。

言った、言わないの水掛け論となりますので、その質問は控えさせていただきます。

まず、市長は証言の中であなたの発言を虚偽と認めていますが、その証言についてどのように思われますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

非常に腹立たしく、そして許せない気持ちでいっぱいです。

また、論点のすり替えを行って、それをまたＳＮＳで流している。そういったことも許せないことであると私は思っています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

電話を切った後に、市長が証人の職場に来てからの発言を可能な限

り正確に記憶に基づいて証言していただけますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

それはカウンターへ来てからということでよろしいでしょうか。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

そうです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

カウンターへ市長が来まして、私の名前を呼んで、課長と呼ばれたので、私はカウンターへ出向きました。

そこのところに来たときに「なぜ、契約が解除できないのですか。」ということを言われたので、私は「先ほどの発言はパワハラにあたりますよ」と言わせていただきました。それでも、そこに対して謝罪はなく、話が「なぜ契約解除できないのだ」という話に終始しました。

声がだんだん大きくなってきたこともあったと思いますので、当時の財務部長が近くへ来て、「こういうところでしゃべっていてもあれだから」とエレベーター前のミーティングスペースのほうへ促すようなことを歩きながら言っていて、そのときでもやっぱり「いい加減なことばっかりして」「４年間何もしないで」と言われたので、それに対して私も取り繕うような話で「何もしていないことないじゃないですか」ということも言った中で、その中で市長がそこでも「だからもう異動希望を書いてください。」と言いました。

そのところに当時の財務部長がちょっと怒りを込めて、「それ、パワハラやろう」とちょっと怒りの感情で止めに入っていただいて、また私が「そこのところをもう１度説明させてもらいますけれども」と言いますと、市長は「うるさい、うるさい」私のほうも向かず背を向けて言いましたので、私もちょっと声が大きくなって「うるさいとは何じゃこらー」という話になりまして、慌てて財務部長が止めに入ってくれ、そのまま財務部長が秘書課のほうに市長を連れて行ってくれたときに、私のほうから「契約解除というのは市長の指示ということでよろしいですね。」というとじめを取りまして、そこで市長が「そ

うです」と言ってくれましたので、私はそのまま自席に戻りました。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

再度確認させてください。

今証言の中で、市長は現場で「異動希望を書いてください。」と言われたと、それと、その中で「あなたの処遇も考えます。」という発言もありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

そのときに処遇を考えますという話はなかったです。

「異動希望を書いてください。」でした。

すいません、ちょっと今言い忘れました。財務部長が慌て止めに入って「それ、パワハラやろう」と言ったときに、市長は「先ほどのパワハラ発言については謝ります。」と言いましたけども、それ以上の謝罪の言葉はありませんでした。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

財務部長が仲裁に入ったときに、市長の「異動希望を書いてください。」という言葉を聞いて、「市長、今の発言はパワハラになりますよ」と発言したことで間違いないですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

間違いありません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

ということは、財務部長も「異動に関する発言を聞いた」と証言しています。証人と財務部長の記憶は一致していますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

一致していると考えています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は旧上野ふれあいプラザの契約解除の説明において「事実と全く異なる説明をされた」と言っていますが、その証言についてどのように思われますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

それも全く事実無根であり、腹立たしく、そして許せない気持ちでいっぱいです。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は「令和６年 12 月頃に証人から受けた旧上野ふれあいプラザの契約解除の説明が、事実は全く異なるものであることが分かった」と証言されております。

このことについて、その後の協議の中で、令和６年 12 月末から翌年３月の末頃までに、市長からその件について何か指摘を受けたことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

指摘された記憶はございません。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は「法人Ｂとの契約解除は、社員Ｃは関係なく法人Ｂが契約不履行をしたから契約の解除を指示した」と証言していますが、その証言はどのように思われますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

私のところに電話かけてきたときには、「契約不履行」という言葉ではなく、社員Ｃを雇っている法人Ｂが信用ならないから契約解除をするように」という指示でした。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

再度確認させてください。

市長からの契約解除の指示は「法人Ｂが社員Ｃを雇っていることについて信用できないから」という趣旨の発言で間違いなかったですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

はい、間違いありません。

そのことについてですね、そのときの音声データはないのですが、翌年１月 10 日に、これからの公共施設最適化計画をどうしていくかという市長レクをしたときに、その最後に旧ふれあいプラザの話になりました。

その中で、提出した音声データ 26 分 10 秒過ぎからと思うのですけれども、そこで社員Ｃの話が出てきまして、「だから、そういう会社は信用できない」というような発言があるのを確認できると思いますので、皆さんでここで聞いていただけたらと思いますが。

委員長（百上真奈君）

証人から、提出した音声データがあるので、ここで皆さんに聞いていただきたいという話でした。

皆さんにお諮りします。ただ今証人から求められましたことについて、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ご異議なしと認めます。

それでは準備をさせていただきますので、暫時休憩いたします。

（午後２時 16 分　休憩）

（午後２時 17 分　再開）

委員長（百上真奈君）

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

音声データを聞いていただきます。

（音声データ　再生）

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

すいません、それにつきまして少し雑音が入りますので、それも思って私本日そこの部分の文字起こしをしたものを持ってきていますが、資料として提出することは可能でしょうか。

委員長（百上真奈君）

今証人から音声データを文字起こしをしたものを資料として提出したいとのことですが、お諮りいたします。

今日この場でそれを資料として取り扱うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

では、資料として取り扱うことといたします。

１枚しかないので、今から複写し、配付させていただきますので、暫時休憩いたします。

（午後２時 18 分　休憩）

（午後２時 22 分　再開）

委員長（百上真奈君）

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

証人のほうから提出されました資料について配付をさせていただいております。

では委員の皆さんにはご一読をいただいた上で、引き続きご質問ありましたらお願いいたします。

福村委員。

委員（福村教親君）

今文字起こしの文書を読ませていただきました。

証人から見て、この法人Ｂとの契約解除は、社員Ｃは全く関係がないのだと市長は証言されておりましたが、でもこの１月 10 日の発言のどの部分が、法人Ｂに社員Ｃがいるから信用できないのだというように読み取ることができるのはどの部分ですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

その中で、最後のほうですけれども「そんな人に頼ろうとしている企業の、何ていうかリテラシーが何か終わってるなあっていう。だから、そういう意味で信用出来へんてあの会社は、ということですよ。」この「だから」です。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

分かりました、ありがとうございました。

次の質問です。

市長は、公約を実現していく上で証人が抵抗勢力のように証言されておりましたが、そのことについてどのように思われますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

少し長くなりますが。

違約金の話にまず戻さなければいけないと思うのですけれども、「契約解除をしたら、違約金が取れない」と言っていたことにつきましては、こちらからいろんなアクションを起こして一方的な破棄をした場合の契約解除になりますと違約金が取れなくなります。これはなぜかといいますと、法務統括監にも以前から相談をしており、その中で法務統括監は、この違約金の 5,700 万円が高額過ぎる、相場の３倍であるとのことですが、私は契約書に書いてあるからそれは頂かないと、という話をしていたのですけれども、係争事、裁判になるとこれは取れなくなるという話を常にされていました。

ですので、こちらから契約破棄とか契約解除とかそういったことを先に言ってしまうと、違約金が取れなくなる可能性がある中で、裁判になると取れないですという話は確かにしたことはあります。

でも、この違約金をどうやってきちっと取れるかとれるか、市議会議員全員協議会でもご説明させていただいたことがあると思うのですけれども、その違約金を取るか取らないか、そして買戻しになるのかならないのか、そういったことをきちっと整理して話をしたのは、令和７年１月の末になってからと記憶しております。

同年２月３日の市長・副市長とのレクのところで、それも音声データを提出してさせていただいているところですが、初めて契約解除してしまうと違約金が取れないのかということを副市長が発言しましたので、その時に、そうではなく、契約解除しても契約書第 18 条の「違約金の支払は契約の解除を妨げない」となっていることを、きちっと私は説明させていただいています。

そういったことも踏まえて、裁判にならないような形で、穏便に違約金の請求をしようとしており、途中でこちらからの一方的な契約解

除ということは避けたかったのです。

なおかつ、私が抵抗勢力であれば、違約金が満額取れないということを分かっていますから、相手の事業者に「違約金減額の裁判を起こせばいいじゃないか」という話を当然言うと思いますし、もう一つ言わせていただきますと、事業完了延長の願いが事業者から提出されたのが、令和６年 11 月 14 日で、その時点では前市長の権限がまだ残っていますので、それでしたら早急に前市長に決裁をいただき、契約の事業期間の完了の延長をしているはずです。

それを同年 11 月 27 日に起案し、稲森市長に説明した上で判断を仰ごう、その中で事業期間の延長を決定ではなくて事業期間の延長を検討するというところで、私は現市長の公約も守れるようなことも踏まえて提案していたはずです。

結果はどうかといいますと、係争もなく違約金は満額頂け、かつ契約解除により市に戻ってくるという市長の意思に沿った形にしていますのに、そういった言われ方をするのは非常に遺憾に思います。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は証人の証言を虚偽だとしております。

証人は市長と自分のどちらかが事実と異なる証言をしている状態だと認識されていますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

相手方のことは言いたくありません。私は事実を語っております。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

市長は現場にいた財務部長の証言も否定をしております。

証人から見て市長の証言と当日の市長の実際の出来事は一致していますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

一致していないと認識しています。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

証人は本日、地方自治法第 100 条に基づく証人として宣誓した上で証言をしていただきました。

前回も今回も、異動に関する発言を受けたという明確な証言をされました。その証言は虚偽でないと断言できますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

断言いたします。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

質問はこれで終わりますが、何か最後におっしゃりたいことがあればおっしゃってください。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

すいません、委員長に聞かせていただきたいのですけれども、前回の証人尋問の結果、私は顔を出し名前も出して真実を述べたはずが、虚偽だと言われまして、全く違う形になっています。

百条委員会はどちらかが虚偽ということになった場合、告発の義務があると思うのですけれども、今回意見が対立しているのでどちらかが虚偽の発言をしているということだと思いますので、必ず告発までいっていただけますか。

委員長（百上真奈君）

私の口からそういう言葉で言うことはできません。全て議決をしていく必要があります。協議していくことが一番民主的なやり方と思っています。今の証人の発言については聞かせていただきましたが、今そのことに対して明確に回答はできません。

以上です。

証人。

証人（吉岡同和課長）

では、虚偽か虚偽でないか、どちらかを告発するかどうかという議論にはしていただけるということですか。

委員長（百上真奈君）

協議はさせていただきます。
よろしいですか。
他の委員から質問ありませんか。
上田委員。

委員（上田宗久君）

今日はご苦労さんでございます。
今回の市長の言葉の中に、申立人を含めて資産経営課に対し、違約金を取り順調に成果を上げていただいたことに感謝しているという表現がございました。
そして、市長と副市長へのレクが３回ございました。12 月 26 日の事件があった後の、翌年１月 10 日、２月３日、２月 12 日。この中で市長がありがたいとか感謝の気持ちを表したことはありましたか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

余り記憶がございません。
私はなかったと感じています。
それと引き続き、先ほどの違約金の話ですけれども、文字起こしはしてないのですけれども、提出済みの２月３日のレクの音声データで 15 分 10 秒過ぎのところで、副市長の質問への回答において、契約解除をしたら違約金が取れないことに対しての会話は残っていますけれど。

委員長（百上真奈君）

上田委員。

委員（上田宗久君）

それも私音声データも聞かせていただきました。
市長の発言は感謝の気持ちを表していたかどうかだけ今お聞きしたわけでございます。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

ないです。

委員長（百上真奈君）

他の委員からの質問ございませんか。
森中委員。

委員（森中秀哲君）

お願いします。

先ほどの違約金の辺りのことなのですけれども、契約の解除と違約金の受け取りは契約上は関係はないけれども、契約の解除を一方的にすると違約金は全額取れなくなるというような見解を、令和６年 12 月 26 日以前に市長にはお話をされているということでよいのでしょうか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

余り記憶はないのですけれども、元から高額であるという指摘は、多分令和６年５月か６月頃に法務統括監に、違約金を満額取れない可能性は高いという話をお話を聞かせていただいて、そのときからもう事業完成が疑われるといった話がありましたので、裁判になって揉め事になってしまうと、違約金が取りにくいというお話をしていたことはあると思います。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

分かりました。

違約金が取りにくくなるというような話は聞いていたけれど、今までの経緯で、高額過ぎるから取りにくくなるというあたりは、令和６年 12 月 26 日の前に市長が知っていたかどうか怪しいところがあるという感じですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

ちょっと論点がずれていると思うのですけれども、12 月 26 日の契約解除の件で、私に電話がかかってきたときに違約金の話は一切ありません。

なので、もし私が嘘を言っているというのであれば、先にその話で私をなじるはずです。「あの時騙された」その怒りで電話をしているのであれば、まずその話があるはずなのです。いきなりかかってきた一発目の電話は「いつまで法人Ｂと契約しているのですか。あんな会社信用できないから契約解除してください」という話で電話が入っていました。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

もう１度話を戻しますけれども、途中で一方的に解除したりすると違約金が全額もらえなくなるかもしれない、というようなことで法務統括監の見解もとられているわけですね。その見解もとった上でそれを文書の形で市長に示したことはありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

それは２月３日が初めてだったと思います。

ですので、２月３日市長・副市長レクの 15 分 10 秒過ぎの、副市長の質問に答えたときの反応を聞いていただいたら、本来そこで、以前私が間違った説明をしていれば、そこで何らかの指摘が入るはずですが、それは一切ないので、それ聞いていただければと思いますけれどいかがでしょうか。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

私は今特にその必要はないですけれど、皆さんどうですか。

（発言する者なし）

委員長（百上真奈君）

証人からは、そこを聞いていただければ今の質問について分かっていただけるというふうにありましたが、皆さんどうですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

では、音声データを聞いていただきます。

（音声データ　再生）

委員長（百上真奈君）

よろしいですか、証人。皆さんに聞いていただきました。

引き続き、森中委員。

委員（森中秀哲君）

分かりました。

今のは２月３日の説明ということですね。

続いて質問させてもらいます。

市長が令和６年 12 月 26 日の朝に電話をかけ資産経営課に向かったその理由の一つとして、申立人が「私が市長との間に立って反対する

のを押さえ込んで上げているということを発言していたと聞いたから」と証言しています。

当委員会で、令和６年 11 月１日から令和７年３月 31 日までの旧ふれあいプラザに係る協議に関する議事録（会議メモを含む）の提出をお願いして、既にもう提出していただいていますが、その中にそういう発言は見当たらないのです。

提出されている最初の記録は 12 月 11 日ですけれども、これ以前の分はありますか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

公式な打ち合せの記録は残っていないと思います。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

非公式に打ち合せをされて 12 月 11 日の正式な打ち合せに臨まれたということだと思うのですけれど、12 月７日、市長が代わってから、これからどうしようというお話をされたのかと思いますけれども、どういう立場の方とどういうお話をされたのかご記憶いかがですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

市長を押さえているという話は、多分私言っていると思います。

というのは、これはどこが甘言なのか分からないですけども、これは私からの最後通告ということで、私は法人ＢのＥ社長ではなく会長に、12 月６日発出の事業完了期限を検討する条件について、この日までに書類を提出してくださいという、その書類を発出以降にそういう話はしているはずです。

というのは、会長さんはいつも何かあったら期間をずるずると延ばすような発言をよくされていましたので、これはもうそういうことはできませんよ、市長はあまりよろしく思っていないところもあって、できたら契約解除をして、買い戻してということを言っているので、これは期間の延長は全くないですよ、もうこれが最後通告ですという話があって、私は市長がすぐにでも解除しなさいというのを抑えているのだと、そういう話は私はどこかでしているはずです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

ちょっとその辺が大事なところで、もう一度聞かせてもらいますけれど、11 月の二十何日かに市長が代わりました。

その後、今度の市長はその公約として旧ふれあいプラザの部分の早く早期に進めるということを目指している、契約解除と言ってくるだろうと。市長にそういう方針でいいですかと聞いたことがありますか。市長はこれを公約として掲げているけれど、そのように進めるのかどうかということです。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

すいません。そもそも私がパワハラ発言をされたということがどうかということの話であって、違約金の話をその説明の中でどうのこうのというのは、違うことではないですか。

委員長（百上真奈君）

市長に証言をいただきました。

その全般にわたって虚偽かどうかということも含めてありますので、一致していないところ、それから、今の甘言の話は新たな市長の証言ですので、改めてその発言がどうだったのか確認をするために証人にお聞きしています。

証人。

証人（吉岡同和課長）

分かりました。

記憶では 12 月 12 日以降だと思います。なぜかというと、私の非公式のメモですので提出していませんけれども、12 月 12 日に市長が私のところへ来て、法人Ｂの社員Ｃを辞めさせられないのかという話を聞きに来ました。

私は「市として行政としてできません。すべきではないことです。ただし、市長がよい気をしていないということは伝えさせてもらいます。」と回答しています。私も敢えてずっと私だけで黙っているのも困りましたので、それをＥ社長に伝えてあります。

そういったところの中で、12 月定例月会議の一般質問でも、寺村議員が質問されている中で、市長が大変厳しい見解で答弁してくれたと思いますので、そのことも併せて提出物の期限延長とかは期待できませんよ、という話は法人ＢのＥ社長にはお話ししています。これは確

実です。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。

よろしいですか。

私のほうから、市長の証言を証人がお聞きになったかどうかというのがあるのですが、市長は「処遇を考えます」や「異動希望を書いてください」ということは言っていないと証言しているのですけれども、一方違う言葉を使ったという記憶として「公務員として従う義務がある仕事を、やる気があるのか」ということを電話で話したというような表現をされているのですけども、こういう話は電話であったのでしょうか。

証人。

証人（吉岡同和課長）

そういった話はありません。

しかしながら、「仕事やる気があるのか」と言っていること自体もパワハラだと思います。

委員長（百上真奈君）

だから、そういう話は聞きましたか、という問いについては。

証人。

証人（吉岡同和課長）

一切聞いておりません。

委員長（百上真奈君）

分かりました、他にどうでしょうか。

今までの証言が食い違っているところの確認ということが大事かと思っていますが、ほかの皆さんから特にないですか。

森中委員。

委員（森中秀哲君）

確認です。

市長は、電話では処遇に関することや異動希望ということは発言しなかったと証言していますので、その点だけ確認させて欲しいのですけれども。

その発言について、証人はどう受け止められているのですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

私はそういった発言を受けました。処遇のこと、そして異動希望の

こと、異動希望については２回言われました。これは間違いないです。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

電話で２回でよろしいですか。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

電話で２回、現場でも１回です。

委員長（百上真奈君）

他にありませんか。

赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

先ほど１月 10 日の音声データの文字起こしの中で、証人が指摘をされた市長の言葉で「そんな人に頼ろうとしている企業の、なんていうかリテラシーが何か終わってるなあっていう。だから、そういう意味で信用出来へんて」いうこの「だから」を強調されました。

「だから」というところをなぜ指摘されたのか、説明いただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

証人。

証人（吉岡同和課長）

「だから」というのは一度言ってある。

これを理由ということを言ってあるということを証明することだと私は思います。

ですので、電話で私が受けた「社員Ｃを雇っている法人Ｂは信用できないから契約解除してください」ということの証明になるのではないのかなと私は考えております。

委員長（百上真奈君）

他にございませんか。よろしいですか。

他にないようですので、これをもちまして本日の尋問は終了いたします。証人におかれては、ありがとうございました。

ご退席ください。

（証人　退席）

委員長（百上真奈君）

それでは、次に第２項「その他」についてを議題といたします。

これまでの証人尋問及び提出された資料を参酌いたしまして、また今日も再度お越しいただきましたが、今後、再度証人としてお呼びしたい方、また、改めて証人としてお呼びする方、さらに、資料の請求がありましたら、いずれも議決する必要がございますので、この場でご協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

福村委員。

委員（福村教親君）

元財務部長にもう一度証人として出頭いただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

森中委員。

委員（森中秀哲君）

確認ですが、元財務部長を呼ぶ理由をお願いします。

委員長（百上真奈君）

福村委員。

委員（福村教親君）

「異動希望を書いてください」と市長から言われたと申立人は証言しています。その現場にいてしっかりと「市長それはパワハラですよ」という発言まで元財務部長はされているので、そこをしっかりもう一度確認させていただきたいと思います。

委員長（百上真奈君）

当時の財務部長を証人として再度呼びたいということで、福村委員からその理由としては、証言の確認をしたいということでした。

委員の皆さん、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

では異議なしと認め、次回は当時の財務部長を証人として、再度出席要求をさせていただきます。

その他ありませんか。赤堀副委員長。

副委員長（赤堀久実君）

前回の百条委員会を受けて、市長が８月 27 日にＳＮＳをアップされているのです。これを私のほうから資料提供したいというふうに思うのですけれど、諮っていただけますか。

委員長（百上真奈君）

副委員長のほうから資料として、８月 27 日に市長がＳＮＳに挙げら

れたものについて、この委員会に資料として採用していただきたいということで提案がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ご異議なしと認め、これを新たな資料として委員会に追加をさせていただきます。

さらに皆さんのほうから、追加の証人、資料等ございませんか。

福村委員。

委員（福村教親君）

令和７年２月３日の音声データの文字起こしはしていただけるのですか。それを資料としていただくことはできますか。

委員長（百上真奈君）

福村委員のほうから、令和７年１月 10 日の音声データは証人が文字起こしを持って来ていただきました。

令和７年２月３日の音声データも文字起こしをしていただきたいというふうに要求がありましたけれども、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか、お諮りいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

では、文字起こしをさせていただき、資料として配付します。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

ないようですので、今後の予定ですが、先ほど当時の財務部長を証人として出頭要求をするということで議決いただきました。

日程が大変厳しい状況ではありますが、９月９日本会議後の 16 時からとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（百上真奈君）

異議なしと認めます。

それでは、９月９日 16 時に当時の財務部長を証人として再度出頭要求いたしたいと思います。

これまでの尋問内容等の整理には、少しお時間をいただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次回の委員会は先ほど申しました９月９日ですが、さらにその後のスケジュールについては、委員の皆さんには追って通知をいたしたい

と思いますのでよろしくお願いいたします。

それではこれをもって、本日の委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後２時 54 分　閉会）